

消 安 全 4 3 号

平成28年2月10日

各省庁消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

遊戯施設¹における消費者安全について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

（消費者委員会の建議について）

平成27年8月28日付けで消費者委員会から内閣府特命担当大臣（消費者）及び経済産業大臣宛てに「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」が出されました（別添1参照）。

同建議においては、様々な遊戯施設（飲食店、公園及び学校の遊戯施設等）で事故が発生していることから、これらの施設に係る事故情報の収集・活用するため、消費者庁が関係省庁と調整することが必要であり、また、消費者庁から関係省庁に対して事故情報を提供することが必要とされたところです。

（事故情報の収集・活用について）

遊戯施設に関する消費者事故等の情報については、消費者庁において、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び医療機関ネットワーク事業等に基づき、事故情報を収集しております。今般、消費者庁において、収集した事故情報について、施設別・遊具別等に分析した結果を取りまとめましたので、情報提供いたします（別添2）。遊戯施設の事故防止に係るガイドライン等の一覧（別添3）、遊戯施設に関する事故情報が記載されているウェブサイトの一覧（別添4）と併せて、関係団体に周知し、遊戯施設の事故防止に活用いただきますようお願いいたします。

また、必要に応じて、事業者及び業界団体及び所管省庁が事故情報を共有し、再発防止の取組を推進いただきますようお願いいたします。合わせて、関係省庁において消費者事故等の情報を入手した場合には、消費者安全法に基づく消費者庁への通知の徹底をお願いいたします。

¹本事務連絡における「遊戯施設」は、消費者委員会の建議における定義に準じる。建議における「遊戯施設」とは、子どもが体を動かして遊ぶことを目的とした施設及び遊具を指す。具体的には、屋内遊戯施設（インドアプレイグラウンド）、複合アスレチック、エア遊具、ジャンピング遊具、ボールプール、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、その他これらに類するものが該当する。なお、建築基準法（ジェットコースター等）、電気用品安全法（ゲームセンターの遊戯器具等）、消費生活用製品安全法（玩具等）が対象としている遊戯施設・遊具は含まない。

【添付資料】

(別添1) 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議

(別添2) 遊具による子供の事故に御注意！

(別添3) 遊戯施設の事故防止に係るガイドライン等

(別添4) 遊戯施設の事故情報が記載されている主なウェブサイト